

## 排出量及び取組の状況等に関する論点整理（案）

平成１９年４月１７日

中央環境審議会地球環境部会

産業構造審議会環境部会地球環境小委員会

現在、我が国においては、平成１７年４月に閣議決定された「京都議定書目標達成計画」に基づいて京都議定書の６％削減目標のための施策が実施されている。

２００７年度に行う同計画の評価・見直しに向けて、平成１８年１１月以降、中央環境審議会地球環境部会と産業構造審議会環境部会地球環境小委員会は１３回にわたり合同会合を開催し、有識者や関連産業界、関係省庁からヒアリングを実施した。

本資料は、今後の審議に資するため、これまでの審議会において提示された論点を整理するものである。今後、更に議論を充実させ、本年夏頃に予定されている中間取りまとめ、本年末に予定されている最終取りまとめに結びつけていくことが期待される。

### １．現状認識

#### (1)我が国における温室効果ガス排出量の状況

我が国の温室効果ガス排出量は、２００４年度が基準年比＋７．４％、２００５年度（速報値）が基準年比＋８．１％となり、全体としては、増減しながら基準年比約５～８％を推移している<sup>１</sup>。

部門ごとに見ると、産業部門（基準年総排出量に占めるシェアは３８．２％）の２００５年度排出量は基準年比▲３．２％である一方、運輸部門（基準年総排出量に占めるシェアは１７．２％）の２００５年度排出量は＋１８．１％であり、業務部門（基準年総排出量に占めるシェアは１３．０％）、家庭部門（基準年総排出量に占めるシェアは１０．１％）の２００５年度排出量はそれぞれ

<sup>１</sup> 資料(1)：温室効果ガス排出量の動向に係る関連データ（平成１９年４月１７日 中央環境審議会地球環境部会・産業構造審議会環境部会地球環境小委員会 合同会合 配付資料）

基準年比 + 42.2%、+ 37.4%となっている。

特に、エネルギー起源二酸化炭素についてはいずれの部門においても、2005年度排出量と比して、目標達成計画の目標値を達成するために更に削減が必要である。

また、ガス種ごとに見ると、エネルギー起源CO<sub>2</sub>の2005年度排出量は基準年比 + 13.9%であるのに対し、代替フロン等3ガスの2005年度排出量は基準年比 ▲ 66.9%となっている。

このように、我が国の温室効果ガス排出については、ガス種ごと、部門ごとに排出量の傾向等に相違が見られる。

## (2) 現行「京都議定書目標達成計画」の進捗状況

現行の「京都議定書目標達成計画」上は、約60の施策が定量的評価指標をもって位置づけられているほか、定性的内容のみをもつ施策が規定されている。

合同会合では、関係省庁からのヒアリング等により、それらの個々の施策についてこれまでの進捗状況を点検するとともに、2010年度の排出削減量見通しを確認した<sup>2</sup>。

さらに、従来産業構造審議会・総合資源エネルギー調査会においてフォローアップしていた産業界の自主行動計画については、2006年度から中央環境審議会も参加してフォローアップを実施し、各業種（合計33業種）の計画の進捗状況・見通し等について点検を行った。また、その他の業種については、本合同会合において各々の所管省庁から、計画の策定状況やその内容、フォローアップ状況について報告がなされた。

これらの点検を通じ、上記の33業種の自主行動計画については、進捗状況・見通しについて評価が行われ、本年2月22日開催された「産業構造審議会・総合資源エネルギー調査会自主行動計画フォローアップ合同小委員会 中央環境審議会自主行動計画フォローアップ専門委員会合同会議（以下、フォローアップ合同会議）」のフォローアップ結果<sup>3</sup>としてとりまとめられた。このとりまとめにおいては、未策定業種に対する自主行動計画策定の働きかけ促進、定性的目標の定量化等の促進、政府による厳格なフォローアップの実施、目標引き上げの促進、産業界による業務・家庭・運輸部門における取組の強化

<sup>2</sup> 資料(2)：京都議定書目標達成計画の個別対策・施策の進捗状況（平成19年4月17日中央環境審議会地球環境部会・産業構造審議会環境部会地球環境小委員会 合同会合 配付資料）

<sup>3</sup> 資料(3)：2006年度自主行動計画フォローアップ結果及び今後の課題等（平成19年3月26日）

等が今後の課題として上げられたところである。今後、本年秋を目途に 2007 年度のフォローアップを行う予定である。

自主行動計画以外の施策については、関連省庁から進捗状況・見通しについて報告されたが、総合的に見れば、これまで、個々の対策が十分に進捗しているとは言えない状況にあり、施策の強化が必要と考えられる。また、見通しの根拠となるデータ等が十分明確に示されていない施策や、実績データが十分に更新されていない対策が多数含まれており、今後速やかにデータの精査等を進めていくことが必要である。今後の審議の中で、対策・施策の進捗状況を厳格に評価し、目標達成を確実にするとの観点から、各対策の見通し値が「京都議定書目標達成計画」に掲げられた目標値を下回る程度の大きさ等について十分な注意を払って精査していくことが必要である。

### (3) マクロ情勢の変化

平成 17 年度の現行計画策定時と比較して、温室効果ガス排出量に影響を与える主要なマクロ指標の見通しが改訂されている。例えば、我が国の経済成長率見通しの上方修正は、排出量見通しを増加させる可能性があり、他方、原油価格の上昇は排出量見通しを減少させる可能性がある。

今後の評価・見直しに当たっては、将来推計モデルによる作業を行いつつ、これらのマクロ情勢の変化が我が国の温室効果ガス排出量に与える影響の定量的把握に努める必要がある。

以上(1)～(3)を総合的に評価すると、計画に盛り込まれた対策は一定程度進捗しているものの、現状では、個々の施策が十分に進捗しているとまではいえない状態にあり、なお排出の増加傾向を反転させるに至っていない。また、マクロ経済情勢については今後の精査が必要であるものの、経済成長率見通しの上方修正等、排出量増加につながる要因も見られるところである。

今後、目標の達成に確実に期す観点から、現行計画上の対策の実施を一層加速化するとともに、全ての主体、分野について講じうる 2. に掲げる対策を含む追加対策の強化に向けた検討を早急に行うことが必要になると考えられる。

いずれにしても、具体的な過不足の程度を把握するためには、定量的な計算の作業が必要となる。今後、削減見通しを精査するため、将来推計モデルによる作業を行い、追加対策による削減可能量も含め、当該見通しを早期に定量的に明らかにし、評価を行う必要がある。

## 2. 今後の追加対策の論点

### (1) 自主行動計画フォローアップ合同会議とりまとめで示された対策

自主行動計画に関連する追加対策については、本年2月のフォローアップ合同会議とりまとめ（前述）の中で以下のような方向性が示されている。

#### 自主行動計画の深掘り・対象範囲拡大等

主として、環境省（必要に応じ、内閣官房）業種所管各省庁について、以下を提言。また、合同会議で委員より指摘のあった業種（及びその所管省庁等）を例に示す。

##### 未策定業種に対する自主行動計画策定の働きかけ促進

自主行動計画の未策定業種（特に、サービス（非製造）分野など。私立病院・私立学校等を含む）に対し、その策定を促すべき。

例）ぱちんこ店・ゲームセンター（警察庁）学校、新聞（文部科学省）病院、生協（厚生労働省）情報サービス、リース、特定規模電気事業者（経済産業省）等

##### 定性的目標の定量化等の促進

自主行動計画を策定していても、数値目標を持たない業種（経団連非加盟業種、特に業務・運輸部門）に対し、目標の定量化を促すべき。

例）生保、損保（金融庁）通信、放送（総務省）外食産業（農林水産省）等

##### 政府による厳格なフォローアップの実施

所管省庁において、議事公開の下での審議会等プロセスの活用など、透明な手続きの下、厳格なフォローアップを実施すべき。また、毎年度の実施により、直近の正確な実態を把握すべき。

例）銀行、生保、損保（金融庁）ビール酒造（財務省）製薬（厚生労働省）LPガス、商社（経済産業省）等

##### 目標引き上げの促進

厳格なフォローアップにより、業務・運輸部門の業種も含め、目標の引き上げを促進すべき。その際、現時点の実績水準以上の意欲的な新目標を設定すべき。

例）食品産業（農林水産省）化学、石油（経済産業省）トラック、住宅生産（国土交通省）等

## その他の課題

主として政府及び産業界について、以下を提言。

### 目標未達成業種の目標達成の蓋然性の向上

今後の対策内容とその効果（京都メカニズムの活用を含む）を定量的・具体的に示すべき。

### CO<sub>2</sub>排出量の削減を一層意識した取組の推進

原単位を目標としている業種を含め、各業種は CO<sub>2</sub> 排出量の削減を一層強く意識した積極的な取組を行うべき。原単位のみを目標指標としている業種は、CO<sub>2</sub> 排出量についても併せて目標指標とすることを検討すべき。

### 業務部門、家庭部門及び運輸部門における取組の強化

民生・運輸部門への経団連等による業種横断的な取組を促すべき。具体的には、経団連加盟業種・会員企業による 本社ビル等オフィスの削減目標設定や、社員宅における環境家計簿の利用拡大。

### 国内外への情報発信

自主行動計画に基づく取組について、海外や消費者等への分かりやすい情報発信を行うべき。

今後、本合同会議においても、フォローアップ合同会議の審議内容を踏まえつつ、対策を検討し、関係省庁及び産業界にその実行を促していくことが必要である。

## (2) 産構審・中環審合同会合において提出された削減対策に関する意見

これまでの有識者・関係業界等からのヒアリングを通じ、排出量の削減対策について各委員から以下のような意見が提出された。今後、本審議会の中で、このような対策の適否についての検討を深めるとともに、更なる対策の候補について充実を図ることが必要である。

## 民生（業務・家庭）部門関連

### (1) 住宅・業務用ビルの省エネ化

- ・ 2000 平米未満の住宅・建築物についての規制対象化
- ・ 既築住宅・建築物に関する規制対象の拡大
- ・ 住宅・建築物の省エネ基準の強制義務化（罰則対象化を含む）

- ・住宅・建築物の省エネ基準の水準引き上げ
- ・住宅の躯体だけではなく、設備を含めた全体についての省エネ基準化
- ・既築住宅・建築物に対する評価制度・表示制度の充実、活用拡大
- ・税制等の省エネ住宅・建築物支援策の一層の充実
- ・建築主だけではなく、建設業者の規制対象化
- ・特に既築住宅・建築物に適合する技術開発の推進
- ・建築物における省エネ効果や具体的取組についての更なる情報提供

#### (ロ)業務用ビルのエネルギー管理の促進

- ・業務部門における E S C O の活用
- ・テナントビルにおいて、省エネの経済的インセンティブが生じるようなオーナー・テナント間のルールの整備
- ・B E M S の一層の普及促進
- ・業務用ビルにおけるベスト・プラクティスに関する情報提供等を通じた省エネ化の促進
- ・高度な省エネ対策を実施している事業者に対する表彰制度の充実

#### (ハ)機器のエネルギー効率改善

- ・省エネ効果が高い機器への買換促進
- ・待機電力の低減等についての一層の推進
- ・家電機器のトップランナー基準対象の拡大、基準見直し
- ・業務用機器のトップランナー基準対象の拡大

#### (ニ)国民に対する普及啓発

- ・家庭部門におけるベスト・プラクティスに関する情報の提供等による国民運動の一層の推進
- ・国民運動対策の効果の定量化・制度化
- ・家庭ごとの目標量を設定して削減努力の推進
- ・環境家計簿の活用等を通じたエネルギー利用の「見える化」による国民の省CO2意識の一層の向上

#### (ホ)その他

- ・業務・家庭部門のエネルギー消費実態を把握するための統計類の整備
- ・公的機関における排出削減の推進

## 運輸部門関連

### (イ)自動車の燃費向上

- ・低燃費車の普及に向けた技術開発や税制等を含む普及促進策の実施

### (ロ)交通流対策（道路整備、公共交通機関の利用促進等を含む）の推進

- ・交通流対策による排出削減効果の正確な定量的測定
- ・公共交通機関の利用促進
- ・モーダルシフトの一層の推進
- ・その他の交通流対策（信号システムの高度化、踏切改良、渋滞緩和、環状道路の早期整備、高速道路の利用促進、等）の推進

### (ハ)物流対策の推進

- ・貨物積載率の向上
- ・配送コストの大小に関わらず製品価格が一定となっている商慣行の是正
- ・IT活用の促進による一層の物流効率化
- ・着荷主の排出削減対策の促進
- ・物流対策による排出削減効果の正確な定量的測定

### (ニ)バイオマス燃料の導入促進

- ・バイオマス燃料の導入促進

### (ホ)エコドライブの推進

- ・エコドライブのメリットについての普及活動の充実
- ・エコドライブツールの導入促進
- ・企業物流におけるドライバーへのエコドライブ意識の涵養

### (ヘ)自動車以外の対策強化

- ・航空部門等自動車以外の対策強化

## 産業・エネルギー転換部門関連

### (イ)産業部門における省エネ促進

- ・業種ごとのベスト・プラクティス（トップランナー）に関する情報提供等を通じた省エネ化の促進
- ・担保・保証不足の中小企業における省エネ設備投資に対する金融面からの支

援の充実（政府系金融機関の活用を含む）

- ・ 中小企業が行った排出削減量を活用するための仕組みの検討
- ・ 中小企業の省エネアドバイザーへのアクセスの円滑化
- ・ 中小企業に対する省エネに関する普及啓発の推進

#### (ロ) 電力分野における取組

- ・ 科学的・合理的な運転管理の実現による原子力設備利用率の向上

#### (ハ) 産業・エネルギー転換部門全体に係る取組

- ・ 産業・エネルギー転換部門における石炭利用の抑制

#### (ニ) 新エネルギーに係る取組

- ・ 費用対効果・安定供給面も勘案した上での再生可能エネルギー活用の検討

#### 代替フロン等 3 ガス関連

- ・ 産業界の取組促進、代替製品の利用促進 / 代替物質の開発等（国際的動向を踏まえた自主行動計画の目標引き上げの促進、事業者による排出抑制設備設置や代替ガスへの転換に対する支援の充実、ノンフロン化・低GWP化の今後の計画の提示、ノンフロン型冷凍機の導入促進、技術開発への支援の充実等）
- ・ 冷媒HFCの回収向上（普及啓発活動の強化、現場設置型機器やカーエアコン使用時の漏洩量に対する目標や必要な場合の規制の導入を含めた管理体制の検討等）

#### 分野横断的事項

- ・ 石油危機時の対策等を参考にした国民生活に対する規制措置等の導入
- ・ クールビズ等の国民運動の効果の定量化・制度化
- ・ 製造業以外の業種を含めた広範な分野における省エネの推進
- ・ エネルギー効率の高い設備・機器の導入促進
- ・ 都市計画段階からの検討等を通じた都市全体の省CO<sub>2</sub>化
- ・ 国と地方公共団体との連携
- ・ グリーン経営認証の活用推進
- ・ 国内排出量取引制度、環境税導入についての検討